

荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱

昭和52年 7月25日制定  
昭和53年 7月20日一部改正  
昭和54年 8月 9日一部改正  
昭和55年 9月11日一部改正  
昭和56年10月29日一部改正  
昭和57年11月 9日一部改正  
昭和58年 6月28日一部改正  
昭和59年 6月30日一部改正  
昭和60年 8月20日一部改正  
昭和61年11月 1日一部改正  
昭和62年 8月 1日一部改正  
昭和63年10月25日一部改正  
平成 2年 2月 1日一部改正  
平成 2年11月 1日一部改正  
平成 4年 3月 1日一部改正  
平成 4年 7月 1日一部改正  
平成 5年 4月 1日一部改正  
平成 6年12月 1日一部改正  
平成 7年 7月 1日一部改正  
平成 9年 2月 3日一部改正  
平成10年12月 1日一部改正  
平成11年 6月 1日一部改正  
平成12年 9月 1日一部改正  
平成14年 3月 1日一部改正  
平成14年 4月 1日一部改正  
平成15年 7月15日一部改正  
平成16年 8月26日一部改正  
平成17年10月 1日一部改正  
平成18年 9月29日一部改正  
平成20年 4月 1日一部改正  
平成22年 4月 1日一部改正  
平成25年 3月29日一部改正  
平成26年 3月31日一部改正  
平成27年 3月31日一部改正

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第77条第1項第6号に規定する事業として、在宅の重度心身障害者（児）及び難病患者等（以下「在宅障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用

具」という。)の給付又は貸与(以下「給付等」という。)を行うことにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者等の福祉の増進と自立の支援に寄与することを目的とする。

(難病患者等)

第2条 この要綱において、「難病患者等」とは、次のすべての要件を満たす者のうち、区長が給付等の必要性を真に認めたとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)別表に定める疾病に罹患している者
- (2) 在宅での療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断される者
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)等の施策の対象とはならない者

(用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 この要綱による給付等は、荒川区内に住所を有する在宅障害者等のうち、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める表中の用具の種目ごとに定める要件に該当する者とする。

- (1) 重度心身障害者(児)に係る用具の種目及び当該用具の給付等の対象者 別表第1
- (2) 難病患者等に係る用具の種目及び当該用具の給付等の対象者 別表第2

(給付申請等)

第4条 用具の給付等を受けようとする対象者は、障害者(児)日常生活用具給付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)により、区長に申請するものとする。この場合において、難病患者等については、診断書を添付しなければならない。

2 居宅生活動作補助用具(小規模住宅改修)の給付を受けようとする対象者は、前項の申請書に、次の書類を添付して、区長に申請するものとする。

- (1) 工事計画書
- (2) 見積書
- (3) 自己所有家屋以外に居住する者については、家屋所有者又は管理者の承諾書及び家屋に係る賃貸契約書の写し

3 区長は、第1項の規定による申請があったときは、前条に定める要件に該当するか否かを調査し、用具の給付等を行うことを決定したときは、日常生活用具(給付・貸与)・住宅改善給付決定通知書(別記第2号様式)及び日常生活用具・住宅改善給付券(別記第3号様式)より申請者に対して通知する。

4 区長は、第1項の規定による申請について、用具の給付等を行わないことを決定したときは、日常生活用具給付申請却下決定通知書(別記第4号様式)により申請者に対して通知する。

(用具の給付及び支払等)

第5条 用具の給付等は、現物で行うものとする。

2 用具の給付に当たっては、当該給付を受ける者又はその扶養義務者は、その負担能力に応じて用具の給付に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。

3 区長は、用具を納入した業者からの請求により、別表第1及び別表第2に定める用具の種目及び性能に応じた基準額（給付等に要する費用が基準額に満たない場合は、当該給付等に要する費用）から給付を受けた者又はその扶養義務者が支払うべき額を減じた額を支払うものとする。

4 用具の貸与は無償とし、貸与の期間は、貸与を受けた者（以下「貸与者」という。）が障害者支援施設等への入所その他の事情により当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

#### （給付等物件の管理）

第6条 区長は、未だ貸与を実施していない用具及び貸与者から返還を受けた用具を、善良な管理者の注意を持って適正に管理しなければならない。

2 用具の給付等を受けた者及びその扶養義務者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 区長は、用具の給付等を受けた者及びその扶養義務者が前項の規定に違反した場合は、当該給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させ、又は貸与した用具を直ちに返還させるものとする。

#### （変更届等）

第7条 貸与者は、用具の貸与を受けている期間中において次に掲げる事項に該当することとなったときは、速やかに区長に届け出なければならない。

（1） 住所又は氏名を変更したとき。

（2） 施設等に入所したとき。

（3） 第3条に定める対象者の要件に該当しなくなったとき。

（4） 前2号のほか、用具の貸与を受ける必要がなくなったとき。

2 区長は、前条の届出等により、対象者が第3条の要件に該当しなくなったと認めるときその他貸与の必要がなくなったと認めるときは、貸与の決定を廃止し、貸与した用具を速やかに返還させるものとする。

#### （再給付申請等）

第8条 重度心身障害者（児）に係る既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付については、前回の給付日から別表第1の耐用年数の欄に規定する期間を経過するまでの間は、原則として、給付申請を行うことができないものとする。ただし、当該給付を受けている用具が、修理不能となり、使用が困難となった場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の期間経過後に、重度心身障害者（児）から既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付の申請を受けた場合においては、当該用具が修理不能の場合、再交付の方が部品の交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が給付を受けた者に対する用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付できるものとする。

#### （決定の取消し）

第9条 区長は、偽りその他不正の手段により用具の給付等を受けた者がいると認めるときは、給付等の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 区長は、前項の規定により給付等の決定を取り消した場合は、期限を定めて、その取消しに係る用具又は用具の給付に要した費用の全部若しくは一部について返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に当たり必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年7月25日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年8月9日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年9月11日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年10月29日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年11月9日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年6月28日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年6月30日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年8月20日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年8月1日から施行し、昭和62年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年10月25日から施行し、昭和63年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年11月1日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行し、平成4年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年2月3日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条・第5条・第8条関係）

重度心身障害者（児）に係る用具の種目及び当該用具の給付等の対象者

種目	区分	対象者の要件	性能	基準額	耐用年数
浴槽 （湯沸器含む）	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの	浴槽は実用水量150リットル以上のもの。湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	浴槽湯沸器 同時給付 141,200 浴槽 湯沸器 58,300 104,900	8年
入浴担架	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの（入浴に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	和式 133,900 洋式 82,400	5年 ただし、 障害児は 3年
入浴補助用具	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害者（児）で、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
移動用リフト	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの	障害者（児）を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。）	257,500	4年
歩行支援用具	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有するもので、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年
便器	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの	手すりのついた腰かけ式のもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	16,500	8年

種目	区分	対象者の要件	性能	基準額	耐用年数
特殊便器	給付	原則として学齢児以上の知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難なもの 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、上肢障害の程度が1級又は2級のもの	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年
特殊マット	給付	原則として3歳以上の知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度のもの 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの（常時介護を要する者に限る。）	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの	94,276	5年
頭部保護帽	給付	知的障害者（児）で障害の程度が最重度又は重度のもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平行機能又は下肢若しくは体幹機能障害等による転倒の危険性が高いもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	既製品 12,160 注文製作品 36,750	3年
訓練いす	給付	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100	5年
携帯用会話補助装置	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）で音声言語の著しい障害を有するもの	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	285,000	5年

種目	区分	対象者の要件	性能	基準額	耐用年数
火災警報器	給付	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級又は2級のもの 知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度のもの（及びのいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	31,000 （@15,500：2個まで給付可能）	8年
自動消火装置	給付	火災警報器に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8年
特殊寝台	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800	8年
体位変換器	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの（下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。）	介護者が、障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年
特殊尿器	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	154,500	5年
ポータブルレコ-ダ-	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの。ただし、既にテープレコーダーの給付を受け、給付日より2年に満たない者は、原則として対象外とする。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの又は 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年

種目	区分	対象者の要件	性能	基準額	耐用年数
時計	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	13,300	10年
点字 タイプライター	給付	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの（本人が就労し、若しくは就学しているか、又は就労が見込まれている者に限る。）	視覚障害者（児）が容易に操作できるもの	63,100	5年
音声式体温計	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000	5年
体重計	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000	5年
電磁調理器	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢障害の程度が1級又は2級のもの 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの（、及びのいずれも、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） 18歳以上の知的障害者で、障害の程度が最重度又は重度のもの	障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
視覚障害者用拡大読書器	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの	198,000	8年

種目	区分	対象者の要件	性能	基準額	耐用年数
音響案内装置	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの（2級の者は、送信機のみに限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと。	1級 51,000 2級 7,000	10年
点字ディスプレイ	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	文字等のコンピュータ - の画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500	6年
活字文書読上げ装置	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	通常の文字文書を読み取るもの 198,000 SPコード等、文字情報を暗号化した情報を読み取るもの 99,800	6年
屋内信号装置	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害の程度が2級のもの（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年
聴覚障害者用通信装置	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用し得るもの	71,000	5年
フラッシュベル	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上のもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	12,400	10年
情報受信装置	給付	聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900	6年

種目	区分	対象者の要件	性能	基準額	耐用年数
会議用拡聴器	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害の程度が4級以上のもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	38,200	6年
携帯用信号装置	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200	6年
ガス安全システム	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失したもの（喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用及び地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200	8年
酸素吸入装置	給付	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上のもの（医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められたものに限る。）	酸素ボンベ、スタンド及び吸入マスクを一体とするもの	46,400	10年
酸素ボンベ運搬車	給付	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上のもの（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及び本制度による酸素吸入装置の給付を受けた者に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10年

種目	区分	対象者の要件	性能	基準額	耐用年数
ネブライザ - (吸入器)	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)が必要と認められるもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの	36,000	5年
電気式たん吸引器	給付	上記と同じ。	障害者(児)が容易に使用し得るもの	56,400	5年
空気清浄器	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害の程度が3級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	33,800	6年
透析液加温器	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、人工透析を必要とするもの(自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。)	自己連続式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100	5年
ルームクーラー	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失したもの(医師により、体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	172,100	6年
三輪自転車	給付	脳原性運動機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けた者でその障害の程度が3級以上のもの。ただし、障害が重く使用困難と認められるものは除く。	身体に障害がある者が利用できるように製造された身体障害者用三輪自転車	162,740	-
福祉電話	貸与	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた難聴者又は外出困難な者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、前年分の所得税が非課税の世帯に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	-	-

種目	区分	対象者の要件	性能	基準額	耐用年数
点字図書	給付	原則として学齢児以上の視覚障害者（児）で、主に情報の入手を点字によっているもの	月刊、週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	-	-
点字器	給付	視覚障害者	[標準型] 32マス 18行、両面書 プラスチック製	A 10,920 B 6,940	7年
			[携帯用] 32マス 4行 片面書 プラスチック製	A 7,560 B 1,732	5年
人工喉頭	給付	喉頭摘出者	[笛式] 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,250	4年
			[電動式] 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	73,605	5年
収尿器	給付	高度の排尿機能障害者	[男子用] 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型	A 8,085 B 5,985	1年
			[女子用] A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋 導尿ゴム管付き	A 8,925 B 6,195	1年
ストーマ用装具	給付	ストーマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋及び造設口の衛生処理に要する装具	消化器系 8,858 尿路系 11,639 紙オムツ 12,000	
歩行補助つえ（一本つえのみ）	給付	下肢又は体幹機能障害者	十分な強度を有するもの 主体（木材又は軽金属）	4,410	1年

種目	区分	対象者の要件	性能	基準額	耐用年数
居宅生活動作補助用具（小規模住宅改修）	給付	学齡児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者）	障害者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	
情報通信支援用具	給付	原則として学齡児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、上肢機能障害の程度が1級又は2級のもので、特殊な入力支援用具を必要とするもの 原則として学齡児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	障害者（児）が容易に使用できるもの	100,000	5年
音声ICタグレコーダー	給付	原則として学齡児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの（視覚障害の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	専用の読み取り装置で読み取ることによりICタグに録音された情報を音声で知らせるもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	20,390	6年
介護者用バギー（新規）	給付	原則として学齡児以上の知的障害者（児）で、移動等において介助を必要とするもの	原則として介助者が押して駆動するもの	60,750	6年

## 別表第2（第3条関係）

## 難病患者等に係る用具の種目及び当該用具の給付等の対象者

種目	区分	対象者の要件	性能	基準額
便器	給付	常時介護を要する者	手すりのついた腰かけ式のもので、難病患者等が容易に使用し得るもの	16,500
特殊マット	給付	寝たきりの状態にある者	じょくそう防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	94,276
特殊寝台	給付	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800
特殊尿器	給付	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	154,500
体位交換器	給付	寝たきりの状態にある者	介護者が難病患者等との体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	15,000
入浴補助用具	給付	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	90,000
歩行支援用具	給付	下肢が不自由な者	難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有する手すり、スロープ等であって、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	60,000
電気式たん吸引器	給付	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400
ネブライザー	給付	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000
移動用リフト	給付	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000
居宅生活動作補助用具	給付	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000
特殊便器	給付	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200
訓練用ベッド	給付	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200
自動消火器	給付	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700
動脈血中酸素飽和測定器（パルスオキシメーター）	給付	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500

別記第1号様式(第4条関係)

障害者(児)日常生活用具給付申請書

年 月 日

荒川区長殿

住所 荒川区  
申請者  
氏名

㊟

次のとおり日常生活用具の給付・貸与を申請します。

なお、決定に必要な税務情報等の利用について同意します。

身体障害者手帳	番号	都道府県市第号	年 月 日 交付		
	障害名		等級	級	
愛の手帳	番号	東京都 第 号	年 月 日	度	
難病	疾病名		添付書類	診断書・医療券	
申請事項	用具の種目		希望する型式規模等		
申請理由及び給付上特に希望する事項					

日常生活用具（給付・貸与）・住宅改善給付決定通知書

様

荒川区長

先に申請のありました日常生活用具の給付・貸与又は住宅改善の給付につきましては、  
下欄のとおり決定したので通知します。

記

給付番号	第 号	給付券発行年月日	年 月 日
氏名			生年月日
住所	荒川区 丁目 番 号	年 月 日	
給付種目	種 目	形 式	価 格
			円
			円
			円
			円
総 額		円	
本人費用負担	規定による負担 ( % )	円	
	超過負担額	円	
公費負担額		円	
利用者負担割合	1割	月額負担上限額	円
納入業者	業者名	電話番号	
	住所		
給付券の有効期限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の納期 (工期)限 年 月 日
	業者の公費支払 請求期限	年 月 日	
給付・貸与条件	別紙のとおり		

日常生活用具の給付及び貸与に係る決定に対する不服申立て及び訴訟の提起に関しては、別紙の「不服申立ての提起に関する説明」をお読みください。

## 1 日常生活用具に係る給付又は貸与の条件

## (1) 給付等物件の管理

ア 用具の給付等を受けた者及びその扶養義務者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 区長は、用具の給付等を受けた者及びその扶養義務者がアの規定に違反した場合は、当該給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させ、又は貸与した用具を返還させるものとする。

## (2) 変更届

ア 用具の貸与を受けている者は、用具の貸与を受けている期間中において次に掲げる事項に該当することとなったときは、速やかに区長に届け出なければならない。

(ア) 住所又は氏名を変更したとき。

(イ) 施設等に入所したとき。

(ウ) 要綱第3条に定める対象者の要件に該当しなくなったとき。

(エ) (イ)又は(ウ)のほか、用具の貸与を受ける必要がなくなったとき。

イ 区長は、前条の届出等により、対象者が要綱第3条の要件に該当しなくなったと認めるときその他貸与の必要がなくなったと認めるときは、貸与の決定を廃止し、貸与した用具を返還させるものとする。

## (3) 再給付申請等

重度心身障害者(児)に係る既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付については、前回の給付日から要綱別表第1の耐用年数の欄に規定する期間を経過するまでの間は、原則として、給付申請を行うことができないものとする。ただし、当該給付を受けている用具が、修理不能となり、使用が困難となった場合は、この限りでない。

## (4) 決定の取消し

ア 区長は、偽りその他不正の手段により用具の給付等を受けた者があると認めるときは、給付等の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

イ 区長は、前項の規定により給付等の決定を取り消した場合は、期限を定めてその取消しに係る用具又は用具の給付に要した費用の全部若しくは一部について返還を求めるものとする。

## 2 日常生活用具の給付及び貸与に係る決定に対する不服申立て及び訴訟の提起に関する説明

(1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、荒川区長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

(2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として(訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第3号様式（第4条関係）

納入業者	印	納入日	年	月	日
申請者より受領した額	円	受領日	年	月	日
給付物件受領者	（本人との続柄）				
その他特約事項					
給付確認日	年	月	日	確認者職氏名	印

日常生活用具・住宅改善給付券

年 月 日

荒川区長

印

下欄のとおり給付する

給付番号	第 号	給付券発行年月日	年 月 日
氏名			生年月日
住所	荒川区 丁目 番 号	年 月 日	
給付種目	種 目	形 式	価 格
			円
			円
			円
			円
総 額		円	
本人費用負担	規定による負担 ( % )	円	
	超過負担額	円	
公費負担額		円	
利用者負担割合	1割	月額負担上限額	円
納入業者	業者名	電話番号	
	住所		
給付券の有効期限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の納期 (工期)限 年 月 日
	業者の公費支払 請求期限	年 月 日	

別記第4号様式(第4条関係)

却下決定通知書

年 月 日

様

荒川区長

印

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付・貸与につきましては、審査の結果却下することに決定したので通知します。

記

却下の理由

不服申立て及び訴訟の提起に関する説明

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、荒川区長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として(訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。